

令和4年度第2回定期募集アパート

沿岸地区(大船渡・釜石・宮古)

アパート名	所在地	募集区分		単身 入居	募集 戸数	家賃	募集する 部屋の階数	構造	浴槽	BS アンテナ	駐車場
		間取り	階数								
大船渡地区(大船渡市・陸前高田市)											
明神前	大船渡市 大船渡町明神前	3DK	2階 以上	×	1	21,300~31,700~41,800	4階-1戸	4階建	×	○	1,400円
鳴石	陸前高田市 高田町字鳴石	1LDK	1階	○	1	12,900~19,300~25,400	1階-1戸	2階建	○	○	1,300円
釜石地区(釜石市・大槌町)											
屋敷前	大槌町 大槌14	2DK ※ペット飼育可	-	○	2(1)	19,200~28,600~37,700	3階-1戸 5階-1戸	5階建 エレベータ付	○	○	1,300円
片岸	釜石市 片岸町1	2DK	-	○	1	18,800~28,100~37,000	4階-1戸	4階建 エレベータ付	○	○※	1,300円
嬉石第1	釜石市 嬉石町2丁目	1DK	-	○	1	15,900~23,700~31,300	4階-1戸	5階建 エレベータ付	○	○	1,300円
嬉石第2	釜石市 嬉石町3丁目	1DK ※ペット飼育可	-	○	1	15,700~23,400~30,900	3階-1戸	5階建 エレベータ付	○	○	1,300円
両石	釜石市 両石町2	3DK	-	×	2(1)	23,100~34,400~45,300	3階-1戸 4階-1戸	5階建 エレベータ付	○	○※	1,300円
宮古地区(宮古市・山田町)											
八木沢	宮古市 八木沢3丁目	3DK-A	1階	○	1	11,300~16,900~22,300	1階-1戸	4階建	×	×	1,500円
		3DK-B	2階 以上	○	3(1)	11,300~18,800~24,800	2階-1戸 3階-1戸 4階-1戸	4階建	×	×	
西ヶ丘	宮古市 西ヶ丘2丁目15	2LDK	2階 以上	○	1	17,800~26,600~35,000	4階-1戸	4階建	×	×	1,500円
		3DK-A	1階	○	1	18,100~27,000~35,600	1階-1戸	4階建	×	×	
		3DK-B	2階 以上	○	3(1)	17,800~27,000~35,600	2階-2戸 4階-1戸	4階建	×	×	
西ヶ丘北	宮古市 西ヶ丘3丁目9	2LDK	2階 以上	○	4(1)	18,500~30,000~39,600	2階-1戸 3階-1戸 4階-2戸	4階建	×	×	1,500円
		3DK	2階 以上	○	2(1)	18,500~30,000~39,600	2階-1戸 4階-1戸	4階建	×	×	
織笠	山田町 織笠14地割	2DK	-	○	2(1)	19,100~28,500~37,600	3階-1戸 4階-1戸	4階建 エレベータ付	○	○	1,300円

※募集戸数の()内戸数を「優先枠」に設定します。詳しくは当案内書4ページをご覧ください。

※单身の方は「单身入居」欄が「○」の区分にのみ申込みできます。

※募集戸数が複数ある区分については、部屋の大きさ・家賃等が若干違う場合がありますが、同一のものとして募集します。部屋を指定しての申込はできませんので、あらかじめご了承ください。

※新築住宅のような状態ではありません。

- ・ 「浴槽」欄の「○」は浴槽がある住宅です。「×」の住宅は自己負担で浴槽・風呂釜・シャワーを設置することとなります。
- ・ **駐車場は原則1世帯につき1区画だけの利用となります。** 駐車場利用料は家賃に含まれておりません。
- ・ 駐車場の利用区画は、各団地の空き駐車場状況によって、入居する部屋から離れる場合もございます。
- ・ 家賃以外に共益費(共同施設の電気料・水道料・その他に関する費用)が必要となります。
- ・ 「※ペット飼育可」の団地では、室内での飼育及び、外出時にはリードやケージでの管理をお願いします。
- ・ 「BS共同アンテナ」欄が「有」の場合、NHKの視聴契約は衛星契約になります

※BSアンテナ欄が「○※」の場合、ケーブルテレビ等への加入が必要となります。

■家賃額について

- 家賃は、収入に応じて決定されますが、同団地の同タイプでも築年数などにより異なりますので目安としてお考えください。
 - 左側の金額は、収入(月額)が10万4千円以下の場合の家賃です。(最低の家賃額です。)
 - 中央の金額は、収入(月額)が13万9千円を超え15万8千円以下(※1)の場合の家賃です。
 - 右側の金額は、収入(月額)が18万6千円を超え21万4千円以下(※2)の場合の家賃です。
- (※1心身障害者や高齢者世帯以外 ※2心身障害者や高齢者世帯における収入基準額の上限額です。)